

附則第1号様式

(表)

国民健康保険・退職被保険者等証明書							
保険者番号	6	7				交付年月日	
記号番号	40				年月日		
有効期間	年月日から			年月日まで			
本人・被扶養者の別	氏名	男女別	生年月日	本人との続柄	退職被保険者等該当年月日	保険者印	
本人		男 女					
		男 女					
被扶養者		男 女					
		男 女					
		男 女					
保険者	横浜市			一部負担金の割合	本人	2割	
発行局	区役所				被扶養者	入院	2割
課						入院外	3割

(注) 裏面を参照してください。

(縦12.7センチメートル、横9.1センチメートル)

注 意 事 項

1 病院及び診療所などで診療を受けようとするときは、保険証にこの証明書を必ず添えて窓口に提出してください。

2 診療を受けるときに支払う金額は、次の区分に応じた割合です。

ア 本 人	2割
イ 被扶養者	入 院 2割
	入院外 3割

ただし、10割給付受給資格者(保険証の5面に記載されている乳幼児(医科1歳未満・歯科5歳未満)・障害者等)は、退職者医療制度においても10割給付になりますので、一部負担金の支払いを要しません。また、結核予防法第34条又は第35条に規定する医療を受けるとき(結核予防法の適用を受けない医療を受けるときは、一部負担金が生じます。)及び精神衛生法第29条、第29条の2又は第32条に規定する医療を受けるときも一部負担金の支払いを要しません。

3 70歳になると翌月1日から(1日生まれのときはその月)から老人保健法による医療を受けることになりますので、誕生月に保険証にこの証明書を添えて届け出してください。

また、転出等で被保険者の資格がなくなつたとき届出をする際にも、保険証にこの証明書を添えてください。

4 この証明書の表面の記載事項に変更があつたときは、14日以内に保険証にこの証明書を添えて届け出してください。

5 不正にこの証明書を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。